

本省払い化の対象となる労災保険給付等

以下の保険給付等については、厚生労働本省において支払手続（口座振込手続）を行うこととする予定です。

- ① 療養（補償）給付たる療養の費用
- ② 休業（補償）給付
- ③ 介護（補償）給付
- ④ アフターケア通院費
- ⑤ 障害（補償）一時金
- ⑥ 遺族（補償）一時金
- ⑦ 障害（補償）年金前払一時金
- ⑧ 障害（補償）年金差額一時金
- ⑨ 遺族（補償）年金前払一時金
- ⑩ 特別遺族一時金
- ⑪ 葬祭料（葬祭給付）

ただし、受任者払い（都道府県労働局長の指名する柔道整復師等への受任者払いを除く。）、送金払い等、一部の支払方法は除きます。

詳しくは、本省（照会先）までお尋ねください。